

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和8年3月5日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 議案第4号 | 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 岩出市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和8年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和8年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和8年度岩出市下水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 発議第1号 | 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第 4 号から議案第 16 号まで、及び議案第 18 号から議案第 23 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 17 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1 番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 諸般の報告

○玉田議長 日程第 2 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 議案第 4 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度岩出市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○玉田議長 日程第 3 議案第 4 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度岩出市下水道

事業会計補正予算（第3号）までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 おはようございます。通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について質疑を行います。

まず、改正が必要な理由についてお答えください。また、デジタル化のメリット、またデメリットは、そして予防接種事務のデジタル化のスケジュールについて、お答えをお願いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 おはようございます。市来議員のご質疑についてお答えします。

改正が必要な理由は、についてですが、予防接種法に基づかない任意接種を実施し、その助成を取り扱う自治体で、現行の個人番号の利用条例に独自利用事務としての規定がされていないため、対象者情報の登録開始前に改正が必要となったためです。

次に、デジタル化のメリット・デメリットは、についてですが、まず、接種対象者としてのメリットは、予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなり、過去に接種した接種記録を確認できることなどが挙げられます。

次に、医療機関側のメリットとしては、過去の接種記録や接種間隔等をシステムで確認でき、接種記録を電子的に登録することができるため、市町村に紙の予診票や請求書の送付が不要となります。市町村側としては、転出入があっても、市町村間で連携して過去の接種記録を閲覧できる等が挙げられます。

デメリットとしては、医療機関側において、紙の予診票に慣れているため、使いこなすまでに少し時間がかかることが考えられます。

次に、予防接種事務のデジタル化のスケジュールは、についてですが、子供の予防接種については、既にデジタル予診票を導入していますが、残りのデジタル化については、国の期限である令和10年4月を目標として導入していきます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 令和10年に向かって目指してやっていくということなんですが、デジタル後も紙の予診票の対応というのは可能になるのかどうかということです。全てにおいて、もちろん全部携帯とかでできればいいんですけども、なかなかそれにやっぱりできないという方々もいらっしゃると思います。そうした場合のデジタル後の紙の予診票での対応も可能となるのかという点だけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 再質疑についてお答えします。

紙の予診票においても、デジタル化後も利用できるようにしていきます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

まず、子ども・子育て支援納付金が新たに加わりますが、保険税の増減はどうなるのかという点をお聞きします。

次に、政府はこの制度を設計するに当たり、実質負担ゼロとの説明を繰り返し行ってきました。実際にはどうなのかという点をお聞きします。また、1世帯当たりの負担額について状況はどうなるのか、についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、子ども・子育て支援納付金が新たに加わるが、保険税の増減はどうなるのかについては、令和7年12月17日時点の試算では、1人当たり平均で年

3,017円の増、1か月当たり251円の増となります。

続いて2点目、政府はこの制度を設計するに当たり、実質負担ゼロとの説明を繰り返し行ってきたが実際はどうかについては、国は従来から支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっており、そのことを実質的な負担は生じないと説明しています。今回、令和8年度の国の予算編成においては、支援金導入による保険料の増分が0.6兆円である一方、歳出改革により、令和5年度から8年度までに積み上げられた社会保険料負担軽減効果は計0.6兆円程度であり、保険料の増分がその範囲内に収まっていると厚生労働省から説明されています。

続いて3点目、1世帯当たりの負担額は、についてですが、子ども・子育て支援納付金分の負担額について、具体的に幾つかのケースを年額でご説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では年600円、夫婦2人世帯では年1,000円、夫婦と子供1人の3人世帯も年1,000円となります。

次に、所得100万円の世帯は、単身世帯で年3,600円、夫婦2人世帯では年3,300円、夫婦と子供1人の3人世帯も年3,300円となります。

次に、所得300万円の世帯は、単身世帯で年9,600円、夫婦2人世帯では年1万800円、夫婦と子供1人の3人世帯も年1万800円となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

次、本事業を行う施設とは何か、また受入人数は、についてお答えください。乳児等通園支援事業の利用者負担についてお聞きをいたします。また、安全な環境が守られるのか。また、設備の基準について低下は起きないのか。次に、職員の配置について、配置基準は整うのかという点。また、利用は保育の実施主体の市区町村への申込みとなるが、制度設計についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 市來議員のご質疑についてお答えします。

本事業を行う施設とは何か、また受入人数は、についてですが、実施できる施設としては、公立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等の市の条例で定める基準を満たし、市の認可を受けた施設となります。受入人数は、月延べ28人を見込んでいます。

次に、乳児等通園支援事業の利用者負担は、についてですが、国で1時間当たり300円程度を標準に徴収することができるように示されていますので、300円で考えています。

次に、安全な環境が守られるのか、また設備の基準について低下は起きないのか、についてですが、安全な環境が守られるのか、については、今回実施する公立保育所では、安全計画の策定や事故防止マニュアル等を作成し、職員研修も定期的に実施していますので、安全な環境は守られると考えます。また、利用する際は、事前面談を行う必要がありますので、子供さんの特性等の聞き取りも十分行い、的確に把握することで、事故等の防止に努めたいと考えています。また、設備の基準について低下は起きないのか、についてですが、公立保育所の空き部屋を利用するため、低下は起きません。

次に、職員の配置について配置基準は整うのかについてですが、配置基準は、保育所と同じ基準で考えており、保育士2名を配置する予定でありますので、月延べ28人であれば基準を満たすと考えております。

次に、利用は保育の実施主体の市町村への申込みとなるが制度設計はどうか、についてですが、利用者から申込みがあれば、こども家庭庁が運用することも誰でも通園制度総合支援システムを利用し、市で認定とIDを発行します。その後、利用者がIDを基にシステムにログインし、子供の情報を入力し、事前面談の予約をしていただき、面談実施後に施設の利用となります。

市では初めて実施する事業となりますので、利用規模がどれだけあるか分からない状況でありますので、まずは公立保育所1か所を始め、利用希望者が多い場合は他の保育園等に実施希望を確認しながら検討してまいります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 実際には本事業を行う施設というのは、全体の今ある民間保育園という形と、幼稚園等々だったりという形になると思うんですけど、これに当たっては、まずは公立の保育所1か所から行うということになります。

空き教室を使うということなんで、今通っている子供さんとは別に施設を利用し

ながら、部屋ですね、をやるという形の認識でいいのかどうか。というのは、もともこの事業、実際に先行でやっているところがある中で、やはりこの制度の業務負担というのが、現場の形で指摘を多くされています。また、不特定多数の子供を受け入れることで、今まで通っている子供たちにもすごく影響があると。事故のリスクも必ず上昇するというのも、実際には上がっている現場の声として、今取り組んでいるところではあるんですが、そうならないためにも、別の教室で行うという認識でいいのかという点をまず聞かせていただきたいと思います。

今、いろんな研修を行うということなんですが、やはり一番子供に関わる大事なところであります。なかなか市の行政がしっかりと関わっていただかないと、例えば家庭の状況、子供の状況というのがすごく見えにくくなるという部分であることが懸念されるんですが、その点について、この制度をつくるに当たり、どのように保護者さんと、また子供たちと接していくのかという、最後にそれをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 再質疑の1点目、利用する施設について、空き教室という点ですけれども、このこども誰でも通園制度につきましては、それ専用の空き教室で利用するという事で考えております。

もう1点ですけれども、事業に関して研修等について、何か取り組んでいるのかというような点ですけれども、公立保育所につきましては、1歳児から保育所のほうは、通常は見ているんですけれども、ゼロ歳、6か月の申込みの人とかといった場合とかということも考えられますので、民間の保育園等ともいろいろ研修でお話を聞かせてもらったりとか、その辺は十分取り組んでいっております。

すみません。研修を行い、保護者とどのように接していくか、についてですけれども、今回の子ども・子育て支援制度の職員につきましては、子育て支援センターの保育士2名の配置を予定しており、そちらの職員のほうに取り組むこととなりますので、保育士ということで、十分保護者の方と対応はできると考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 専門でその部屋を用意して、そこで受け入れるという形になると思うんですが、幅広い異年齢の子供たちが、もしかしたら来るかもしれないと。一応2名の職員を配置するという形になっているんですが、例えば、いわゆる6か月以

上という形になれば、まず物すごく手をかけないといけないという部分になってくると思うんです。そういうことを考えて、一応支援センターから今来ていただいてやるという話なんです、例えば、状況によってこれ変わってくる場合だってありますよね。人数の問題、低年齢の問題という方法が、例えば、その方たちを受け入れなければならなかった場合、保育士増やさないとけないというところが出てくると思うんですよ。そうしたときにすぐに対応できるのかという点は、どういうふうになるのでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 また、状況によって人数が増えてきたりとかということでのご質問だったと思いますが、地域子育て支援センターで保育士2名の配置を予定しておりますが、状況によっては、また増やすということも考えております。予約のほう、保護者さんはやっていたく形になるので、前もって利用日は何人申込みがあるというのが分かりますので、その辺りは十分対応できるように考えてまいります。

○玉田議長 以上で、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について質疑を行います。

まず、条例制定するに至った理由についてお聞かせください。

次は、岩出市人権尊重のまちづくり条例（案）に対するパブリックコメントを実施していると思います。件数とその内容、また条例への反映はどうか、についてお聞かせください。

最後に、近年の差別行為として、ヘイトスピーチが大きな問題となっています。公共の場でのヘイトスピーチ等への対策は、この条例のどこに当てはまるのかをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員ご質疑の岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定についてお答えいたします。

まず1点目、条例制定に至った理由についてですが、市ではこれまで様々な機会

を通じて人権啓発や人権教育に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として人権侵害や差別が存在しており、昨年度実施いたしました岩出市人権に関する市民意識調査では、64.6%の市民の方が過去に人権侵害を受けた経験があると回答しています。特に社会情勢や時代の変化に伴い、新たな人権課題が浮かび上がってきており、これらの課題に取り組み、市民、事業者、市の責務や人権施策の推進について明確にし、人権尊重のまちづくりを一層進めていくことを目的に、人権全般を総合的に定めた条例を制定することといたしました。

次に2点目、パブリックコメントの件数と内容、条例への反映は、についてですが、パブリックコメントは計8件いただき、主な内容といたしましては、条例の前文に、疾病、マイノリティー、障害についての記載を追加すべきではないか。第3条、第4条における市民、事業者の役割を市と同様に、責務に変更すべきではないか。第5条に、いじめ、虐待、体罰、ハラスメント等を盛り込むべきではないかといったご意見をいただきました。これらの意見については、いずれも岩出市人権推進懇話会で議論した上で、条例案を修正いたしました。

次に3点目、ヘイトスピーチ等への対策は条例のどの部分に当てはまるのか、についてですが、本条例案ではヘイトスピーチという言葉は明記していませんが、前文において、人権侵害が発生する理由を説明しており、その中で、人種、民族、国籍を理由とした差別や偏見も上げております。さらに、第5条において、あらゆる差別及び人権を侵害する行為の禁止について規定しており、ヘイトスピーチ等への対策を含む基本的な考え方を示しております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 人権に関する市民の意識調査ですね、私も見させていただきました。回答がちょっと少ないなと思いながら見させていただいたんですが、実際に、この条例が制定された後、市民や事業所、また、そういったところに周知等々も含めて、どのような形で市民にお知らせするのかという点も大変重要になってくると思うんですが、その辺についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

市民、住民等への条例の周知ということでございましたが、本条例、現在上程して承認いただければ、来年度早々に市の広報で特集記事のほうを設けまして、周知

を図ってまいりたいと思います。年間通じて行っております各種人権啓発運動、例えば人権のつどい、人権学習会等々でも周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、すみません、事業所等への周知ということでございましたが、同じように事業所等につきましても、条例制定になった場合は、周知啓発のほう、個別に行いたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第10号の質疑を終わります。

これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第4号から議案第16号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第16号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分から再開いたします。

休憩 (9時58分)

再開 (10時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算～

日程第22 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第16 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算から日程第22 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 通告に従い、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、9点質問させていただきます。

まず1点目に、予算説明書4ページの固定資産税、家屋について、令和7年中の新築件数は何件あったのか。

2点目に、予算概要、7ページの防犯カメラ設置補助金について、設置基準について教えてください。

3点目に、予算概要8ページの学校給食運営事業、この財源の内訳についてお聞かせください。

4点目に、予算概要9ページの敬老会事業について、令和7年度の当初予算の対象人数と令和8年度の対象の見込人数についてと、この中の説明書62ページの演芸委託料が60万円ほど増となっている理由についてお聞かせください。

5点目として、予算概要10ページの子供の居場所づくり事業についてですが、利用する子供の年齢と、1日の利用時間について。

6点目として、予算概要11ページのいわで夏まつり補助金についてですが、例年より400万円増となっている理由についてお聞かせください。

7点目として、予算概要12ページの災害対策活動拠点（仮称）整備事業ですが、この整備のスケジュールについてと、平常時の具体的な活用方法についてお聞かせをいただきたいと思えます。

8点目として、予算概要17ページの雑草等除去委託事業についてですが、令和7年度に実施した土地の地目についてどんなものがあったのかということをお聞かせください。

9点目として、予算概要の17ページの太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業についてですが、県事業から市事業となった経緯についてと、予算編成に当たって県からの情報提供はあったのか、またどのようなものがあったのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 大上議員のご質疑1点目についてお答えします。

まず、令和7年中に申請された建築確認申請数は244件、令和6年及び7年で申

請がなされ、令和7年中において税務課で現地完成確認を行ったものが287件となっており、令和8年度課税対象となる令和7年中の新築件数につきましては266棟を見込んでおります。

内訳といたしまして、専用住宅が199棟、共同住宅が23棟、事務所、店舗が18棟、病院が1棟、工場、倉庫が25棟となっております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 議員ご質疑の2点目、防犯カメラ設置補助金の設置基準は、にお答えいたします。

この事業は、安心・安全なまちづくりを推進し、犯罪が起きない生活環境づくりのため、必要な箇所に防犯カメラを設置しようとする区自治会に対し補助金を交付するものです。補助金の交付要綱といたしましては、以下9項目を満たすものとしております。まず、1、防犯カメラの設置が犯罪を防止し、安心・安全な地域生活を確保することを目的としていること、2、防犯カメラの撮影区域が当該区自治会の区域内であり、かつ公道、公園等の不特定多数の者が利用する場所を対象とし、プライバシーの保護に十分配慮されたものであること、3、防犯カメラの設置がごみ収集場所、アパート等の敷地内等における人の監視、特定の私有財産、または公有財産の保護や管理等を目的としたものでないこと、4、防犯カメラの設置について当該区自治会において合意があること、5、防犯カメラの管理責任者等を選任し、管理運用規程等を定めていること、6、防犯カメラの設置場所の所有者等の同意または許可を得られていること、7、撮影範囲となる撮影対象区域の住民等に十分に周知され納得が得られていること、8、防犯カメラの設置場所及び設置者の名称を記載した表示板等を設置すること、9、防犯カメラの設置完了の日から起算して5年以上維持管理することとなっております。

○玉田議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ご質疑の3点目、予算概要8ページの学校給食運営事業における財源の内訳についてお答えします。

学校給食運営事業3億7,516万1,000円の財源内訳については、小学校分は1億7,625万2,000円、中学校分が7,694万1,000円です。

内容は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、諸収入、一般財源となっております。

○玉田議長 保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員のご質疑4点目、敬老会事業についてお答えいたしま

す。

まず1点目、令和7年度の当初予算の対象人数と令和8年度の対象見込人数につきましては、対象者は数え年75歳以上の方となり、令和7年度の対象見込人数は8,641人、令和8年度は8,908人となります。

続いて2点目、演芸委託料が60万円増となっている理由につきましては、令和8年度は市制施行20周年記念事業として実施することから、それにふさわしい内容とするため増額するものです。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員ご質疑の5点目、子供の居場所づくり事業についてお答えします。

利用する子供の年齢と1日の利用時間は、についてですが、本事業の対象者は、今年度と同様、就学後の小学1年生程度から高校3年生で、利用時間は通常午後3時30分から午後7時30分の4時間程度です。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 ご質疑の6点目、いわで夏まつり補助金についてお答えいたします。

増額の理由ですが、令和8年度は、繰越金の減少により、祭りの収入が185万円減少したこと、また、物価高騰、人件費高騰により、警備費用やバス運行費、リース代、工事費用など、歳出が215万円増額したことによるものです。

○玉田議長 財務課長。

○広岡財務課長 大上議員ご質疑の7番目、災害対策活動拠点（仮称）整備事業についてお答えします。

1点目の整備スケジュールにつきましては、令和8年4月の入札執行により設計監理業務の委託業者を決定し、その後、本設計を行い、同年8月、入札執行により建築工事施工業者を決定し、令和9年3月末までに完成予定の計画としております。

2点目の平常時の具体的な活用方法につきましては、備蓄物資倉庫、会議室等として利活用する予定としております。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員ご質疑の8点目、雑草等除去委託事業における令和7年度に実施した土地の地目につきましては、雑種地及び宅地などの田以外の地目となってございます。

続きまして9点目、太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業が県から市事業とな

る経緯につきましては、国から二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、地域脱炭素移行再エネ推進交付金を5年間交付する条件の中に、県とともに市町村も事業を実施することが盛り込まれていたことによるものとなっております。また、県内全ての市町村でこの事業を実施する予定となっております。

続いて、予算編成に当たり、県から情報提供あったのか、につきましては、令和6年度及び令和7年度の実績を提供していただいております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 何点か再質疑させていただきます。

まず、防犯カメラの設置の内容詳しくいただいたんですが、この防犯カメラの設置について、設置業者とかというのが決められているのかというのと、設置場所についてはお聞かせいただいたんですが、様々今の中で9点ほど決まりがあるというところなんですけど、設置するに当たっては、自治会の方、責任者の方が、総務課のほうに窓口を置いていただけるのか、どこに相談したらいいのかという点と、また防犯灯なんかであれば、自治会がない地域でも、グループの代表等が登録することで設置可能となっているんですけど、今回のこの補助金については、そちら辺の対応というのはどのようなになっているのかというのをお聞かせください。

それと、学校給食運営事業についてですが、この学校給食の無償化、今、国のほうが国会のほうで今予算組んでいる状況で、なかなか先行きが見えてこないんですけども、現状、国の予算が成立していないんですけども、国の無償化に向けた状況、また、その内容についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、子供の居場所づくり事業、これ2年目の事業で、今回、月4回というところになっているというところなんですけど、小学校1年生から高校3年生まで、親御さんも一緒にというところの部分で、前回、去年もお聞かせいただいたんですけども、親御さんが連れてこれない方という、そういうふうな子供の居場所づくりというところも、これから先も必要になってくるのかなと思うんですけども、今後の展望について、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、いわで夏まつり補助金ですけども、400万増となっているので、20周年の記念の何かというふうに思ったんですけども、そこら辺が含まれていないというところなんですけども、20周年に向けた1つのイベント、大きなイベントになるので、何かプラスアルファになるようなものを考えられないのかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、災害対策活動拠点の整備事業ですけれども、まだ設計等がなされていないところでお聞かせいただいたんですけれども、独立の、このまた庁舎というんじゃないなくて、本庁、また南庁舎からの動線もしっかり確保していただけるような、そういうところが必要なのかなというふうに思いますし、また災害の活動拠点ということですので、W i - F i のしっかり、このような整備も災害時に必要になるのかなというふうに思いますので、そこら辺の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして最後に、太陽光発電設備の支援事業についてですが、県の事業のときに既に補助を受けられている岩出市の件数というのを把握できているのか。把握できているのであれば、何件ぐらいあるのかというのをお聞かせ願いたいというふうに思います。また、和歌山市では蓄電池の補助が50万円となっているんですけど、これ県とまた違うのか、ちょっとそこら辺が分からない部分あるんで、そこら辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、設置業者は決定しているのかですけれども、こちらは申請いただく区自治会等で選定していただくことになっております。それから、申請所管課ですね、総務課のほうで申請のほう受付させていただいて、交付まで行います。

それから、区自治会以外でも可能かということですが、あくまでも区自治会等を対象とした補助金としております。総会等で事業の合意等必要となってくるかとは思いますが。というのが100%補助ではございませんので、そういった予算の実行に関しての合意が必要となってきます。その他もろもろですね、住民の同意であるとかというものが必要となってきますので、あくまでも区自治会を対象とした補助金としております。

○玉田議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 再質疑にお答えいたします。

国の無償化事業の状況、内容は、についてお答えします。現在のところ、国及び県から学校給食費無償化事業に関する要綱など、具体的な内容は示されておりません。そのような状況でありますので、市としましても情報収集に努めているところです。現在把握している国の無償化事業の内容をお伝えいたします。

1点目は、市町村への支援は全て都道府県から支援、2点目、公立小学校において学校給食実施に要した食材費を国が定める基準額まで支援、3点目、中学校は対象外、4点目、5月1日時点の公立の給食実施校の在籍児童数で算定ということが判明しております。今後、国及び県の要綱が明らかになった後は、速やかに歳入予算の補正対応など、適切に事業を進めてまいります。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　大上議員の再質疑についてお答えします。

現在も保護者の方が送ってこれない場合は、現在も送迎を実施しております。基本、保護者の方に送っていただきたいとは考えてはいますが、子供たちにとって最善の方法を考えると、送迎は必要であると考えています。

○玉田議長　産業振興課長。

○中下産業振興課長　大上議員の再質疑についてお答えします。

夏まつりについて、20周年記念のプラスアルファになるものということですが、例年1,500発の花火をしておりますが、令和7年に引き続き20周年を記念して3,000発分を予算化しております。

また、20周年にふさわしいイベント内容については、これからいわで夏まつりの実行委員会のほうで詰めていきます。安全で楽しめる夏まつりの準備のほうをしてまいります。

○玉田議長　財務課長。

○広岡財務課長　大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、災害対応拠点については、独立した建物とはなるんですけども、本庁舎との行き来ができるように動線は確保させていただきたいと考えております。

それから、災害のための施設ということで、W i - F i はというご質疑だったと思います。現在のところ、本庁とのやり取りをするために、L A N等の配線をするふうには考えております。ただ、今、各避難所においてもW i - F iのほう、これからどうしていくかというところも検討に入っておりますので、それらも含めて検討させていただきたいと思います。

○玉田議長　生活環境課長。

○伊野部生活環境課長　大上議員の再質疑にお答えいたします。

太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業の過去の実績ということですがけれども、令和6年度は、太陽光・蓄電池で8件、交付金額が793万円となっております。令和7年度の実績は、太陽光・蓄電池で12件、交付金額が986万円となっております。

あと、和歌山市との蓄電池との条件づけなんですけれども、県のほうは蓄電池の価格の3分の1、上限47万円となっております。和歌山市のほうは、県通じず、単独で事業をやられていると聞いておりますので、そういった違いがあると認識してございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 通告に従いまして、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について質疑を行いたいと思います。

まず1つ目、概要の2ページの市税について。物価上昇などが景気に与える影響や人口減少が転じている中、前年度より約2億3,000万円の増額見込みとしている理由についてお聞かせください。

2つ目は、概要の2ページ、県支出金についてです。前年度より約1億4,500万円の減額となっている理由についてお聞きをいたします。

3番目は、概要4ページ、物件費について。前年度より約3億4,000万円の減額理由について教えてください。

4番、概要6ページ、環境を守るまち。家庭系可燃ごみ袋有料化事業について、令和8年4月から値上げが既に決まっていますが、物価高騰で市民生活が大変な中、値上げを行わないという議論はなかったのかについてお聞かせください。

概要の7ページ、安心して暮らせるまち。1、防犯カメラ設置補助金について、区自治会からどれぐらいの要望があるのか。また、補助金の出し方は。そして、3番目は、管理はどこになるのかについてお聞かせください。

概要の10ページ、産み育てることのできるまち。5歳児健康診査事業について、集団での検査実施となりますが、5歳児の多くが保育所や幼稚園などに通っていることが多いと思います。具体的にどのように実施していくのかについてお聞かせください。

7番目は、概要の11ページ、適正な行政運営について。日直業務委託事業について、委託先及び委託業務の内容についてお聞かせください。

概要の12ページ、災害対策活動拠点整備事業について。設置場所、また拠点とし

ての使用方法についてお聞かせください。

9番目は、概要17ページ、病虫害防除対策事業について。市内でクビアカツヤカミキリ等の被害の報告は上がっているのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 市来議員のご質疑1点目についてお答えさせていただきます。

市税増額見込みの理由についてですが、まず算定内容としまして、令和7年度調定見込額に過去3か年平均伸び率を乗じ、令和8年度調定見込額とし、その額に目標徴収率を乗じ算出しております。

伸びによる増額の主な要因といたしまして、個人市民税において、就労される方が増えることによる納税義務者の増、415人及び賃金引上げによる1人当たりの所得の増3万8,227円を見込み、1億6,554万6,000円の増額とし、また固定資産税、都市計画税においては、開発による農地転用約5,000平米の土地の宅地化及び新築家屋の増266棟を見込み、6,645万7,000円の増額としております。

○玉田議長 財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質疑の2点目、県支出金についてお答えいたします。

県支出金が減額となった要因は、主に小中学校児童生徒用学習端末更新事業の完了に伴う和歌山県公立学校情報機器整備事業費補助金の減少、こちらで1億7,300万減によるものとなっております。

続きまして、ご質疑の3点目、物件費についてお答えいたします。

物件費については、基幹系システム機器等更新に伴う情報推進費における一般備品購入費、これ5,724万7,000円ございます。観光案内所管理運営業務委託料3,618万2,000円のプラスです。などが増加した一方で、先ほど申しました小中学校児童生徒用学習端末更新事業の完了に伴う小中学校費における教材用備品購入費、これでマイナス2億7,200万円ございます。それと、システム標準化の延期に伴うデジタル基盤改革に伴うシステム改修等委託料、これでマイナスの1億7,300万ございます。などが減少した結果、約トータルで3億4,000万円の減となっております。

それから、8点目、災害対策活動（仮称）整備事業についてお答えいたします。

まず設置場所につきましては、市役所本庁舎南側の駐車場用地に建設予定としております。以前にマイナンバー発行受付事務を行っていたプレハブがございましたが、その敷地の跡地を予定しております。

また、拠点としての使用方法につきましては、災害発生時に災害活動拠点とし、

他府県からの応援職員の受入れ、それから備蓄物資倉庫、また配慮を要する方の一時避難場所として使用する予定としております。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

4点目の可燃ごみ袋有料化事業についての値上げを行わないという議論はなかったのか、についてですけれども、岩出市の環境を守る審議会の中でも、指定袋の値段についての議論もありましたが、昨今の物価高騰により、令和8年度からの値上げはやむを得ないとの見解だったことから、値上げを実施することは妥当であると考えてございます。

続きまして9点目、クビアカツヤカミキリの被害報告につきましても、岩出保健所と情報共有を行っており、令和4年度で報告が1件、被害樹が1本、令和5年度は1件、1本、令和6年度が3件で6本、令和7年度は報告20件の被害樹55本の報告がございました。

被害樹の対応については、岩出保健所より和歌山県のクビアカツヤカミキリ防除対策マニュアルに基づき指導を行っており、特に市管理地の被害樹については、薬剤注入、ネット被覆、伐採などを実施してございます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 市来議員ご質疑の5点目、防犯カメラ設置補助金について、区自治会からどれぐらいの要望があるのか、補助金の出し方は、管理はどこかについて、一括してお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましても、電話等での問合せや市政懇談会を実施する中で要望をいただいております。令和7年度の市政懇談会では4区自治会から要望があり、回答後には複数の区自治会からの問合せがございました。補助金の交付を受けようとする区自治会は、事前に規定の申請書類を提出していただき、交付決定後に設置工事を実施し、実績報告を提出していただいた後、補助額を確定し、交付いたします。設置した防犯カメラの管理につきましても、設置した区自治会等での管理としております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 すみません。答弁抜けておりました。

続きまして7点目、日直業務について、委託先及び委託業務の内容は、についてお答えいたします。

委託先につきましても、4月以降に選定する予定となっておりますので、現時点

では未定であります。委託業務の内容につきましては、現在、市職員が交代で行っております、土・日・祝日等の休日における来庁者や電話対応及び庁舎設備管理業務等のうち、一部を除き委託を行うものでございます。

以上です。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　市来議員ご質疑の6点目、5歳児健康診査事業についてお答えします。

集団実施となっているが、5歳児の多くが保育所や幼稚園などに通っている。具体的にどのように実施していくのかについてですが、本事業の対象者は5歳児とその保護者であり、5歳の誕生日を迎える月が対象となります。ほかの乳幼児健診と同様に、対象月になる前月に案内文や問診票を個別通知いたします。実施場所は岩出市総合保健福祉センターで、受付時間を3回に分けて実施します。

なお、受診率向上のため、個別通知以外にも、親子手帳アプリでのプッシュ通知や保育所や保育所の保護者が利用しているC o D M O Nでお知らせを通知したり、保育所や幼稚園、小児科などにポスターやチラシ、ウェブサイト等で周知啓発に努めます。

○玉田議長　再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員　順番に行きます。まず、市税についてであります。

人口減少がこの岩出市でも起こっているという状況がなっているんですが、令和8年度では、人口についてはどのような伸び、人口増える、増というふうな形で考えておられるのかという点、見込みなどありましたら教えてください。

環境を守るまちについてであります。

たしか、ごみの値上げを決めたときには、まだ先行きが分からない物価上昇のという形で、令和8年度までの上昇分が決められたと思います。しかしながら、令和8年に至って、今現在でもまだ物価高騰が続く中で、再度検討する、また環境を守る審議会等々を開いて、このことについて議論するというような形は取らなかったのかという点。というのは、やはり3年前の流れで来ているわけですから、現状も変わっていないのであれば、やはりそちらについてもしっかりと議論を行いながら、この価格でいいのかどうかというのをやっぱり決めてもらう、について考えてもらう、このことが必要であったのではないかと考えます。それについてお答えを求めたいと思います。

次に、安心して暮らせるまちです。

個人情報保護の対象となってくると思うんですが、これらについて、しっかりと説明など等をしていかなければならないかと思えます。その点についてどのようになっていくのか。また、要綱等も9つ決められているという答弁がありました。その要綱どおりかどうかという確認というのは、どのように行っていくのかという点をお聞かせください。

産み育てることのできるまちです。

先ほども言ったとおり、誕生日月の対象となってくるという形になっているんですが、3歳児で考えてみると、実は対象、3歳児って物すごく減っていると思うんです。というのは保育所とか幼稚園とか通っている方々が、集団健診じゃなくて、こういう健診ありますよね。3歳児健診というのも実は減っていると思うんですけど、5歳になると集団健診をやらなければならないというふうになっていたとしても、行かないんじゃないかというところが懸念されるころだと思います。その辺について、先ほどからポスターとかアプリとかで通知するという形なんですが、しっかりとそれを促していくという対策はどうしても必要になってくると思うんですが、さらにそこをどう考えているのかという点をお聞かせいただきたいのと、また未就学児ですね、当然、幼稚園も保育所も通っていらっしやらない子供さんもいらっしやるかと思えます。その子供さんについてもどのような形でしっかりと対応していくのかという点をお聞かせください。

次に、適正な行政運営として、日直業務に関することです。

まず、選定方法ですね。選定方法、4月、もちろん予算が通ってからになってくるとは思うんですが、業者を選ぶ、委託先ですね、選定方法はどのような選定方法を取っていくのかという点。行政と委託業者との間の責任の範囲が不明確とならない仕組みというのが大変重要になってくると思います。もちろん個人情報の取扱いがどうなっていくのかとかいう点と、先ほどから、来庁者などに対する対応等々もあれば、いろんなところで問題点もあってくるのではないかと。そういう中での業者との責任範囲の不明確とならない仕組みづくり、この辺についてはどのように考えておられるのかという点をお聞かせください。また、適正な行政運営で、日直業務委託をなぜしていくのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

最後に、病虫害防除対策事業についてであります。

年々、岩出市内ですか、クビアカツヤカミキリ等の被害も55本に上がっているという話でした。主に、果樹、桃や桜の木という形で、岩出市の場合、桜の関係とい

うのがすごく遭ってくると思うんです。そうした形で、桜の状況等々についての報告が上がっていないのかどうか。55本というのは、一体どういったものになっていくのかという点をちょっとお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 市来議員の再質疑にお答えさせていただきます。

人口減少に対する対応ということですが、財政基盤の根幹である税収につきましては、安定して確実に確保していくことが重要であると考えます。人口減少が進む今後の状況下においても、税負担の公平性及び自主財源の確保のため、公平・公正な課税業務、徴収率の向上に取り組んでまいります。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

審議会のほうでは、指定袋を作成するため、やっぱり物価高騰している中、製造するためのコスト、一時保管費用、輸送費、あと、ごみの減量化対策事業等も同様に高騰しているというところで、やはり令和8年度から値上げはやむを得ないという豊富な議論がございました。それに伴って、市民の方にも、ごみ袋の選択肢を増やすということで、特小袋をつくることで、さらなるごみの減量化や、ごみ袋に対するコスト削減を周知して行って、市民の方の負担を軽減していきたいというふうに考えてございます。

続いて、クビアカツヤカミキリですけれども、令和7年度の55本のうち、主には、やはり桜になっております。個人地に関しては20本程度だったんですけれども、こちらについては、梅とかスモモとか、桃とか、バラ科の木なんですけれども、全体のうち半分以上は根来寺を占めておまして、令和7年の9月30日に根来寺境内で、まず6本の被害樹が発見されております。その後、11月4日に岩出市と保健所で合同で根来寺の桜を一斉調査いたしまして、1,273本のうち、さらに20本の被害樹を発見いたしまして、合計で26本、根来寺境内で発見されたという経緯になってございます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 議員、再質疑の防犯カメラの設置に関しまして、個人情報等の関係、それから書類のチェックについてお答えいたします。

要綱の中にも運用規定、それから管理責任者を設けることとしております。提出

書類の中には、こういった規定、責任者を決めていただくというふうな書類等の提出を確認した上で交付決定を行います。運用規定等の個人情報に関するものに関しては、ひな形等もお示しして、大きく違わないような各区自治会からの提出書類となるように考えております。

続きまして、日直業務委託に関しましては、業者委託することによりまして、画一的なサービスの提供につながるということと、職員の業務負担軽減ということも併せて考えております。

以上です。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　市来議員の再質疑についてお答えします。

5歳児健診の未受診者への対応についてですが、現在も乳幼児健診については、未受診者対応をきっちりとやっているところです。5歳児健診についても、地区担当の保健師が次の月には電話連絡等をさせていただき、そこで、また未受診になれば再度個別通知もし、集団に入っている場合は、集団に入っている保育所や幼稚園等にも協力を得ながら、未受診者対策に努めていきます。

あと、集団に入っていない5歳児ということですが、住民票がある5歳児の人全てに個別通知をしておりますので、集団に入っていないなくても、案内通知のほうは送らせていただいているというところです。

○玉田議長　総務課長。

○西浦総務課長　失礼いたしました。追加で回答いたします。

日直業務に関して、責任の明確化に関しましては、委託になりますので、一義的には業者のほうの責任とはなりますが、今現在、2名で行っておる日直に関しまして、1名、職員のほうが出ることになる予定となっております。

受付業務、電話対応等は、事業者の業務として位置づける予定ではございますが、交付決定の部分に関しましては職員の業務となっておりますので、そういったすみ分けをしたいと考えております。

○玉田議長　再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員　1点だけ、今おっしゃった、適正な行政運営のやつについて、選定方法はどのように選んでいくのかという点をちょっと聞かせていただきたいんです。

以上です。

○玉田議長　答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 議員の再々質疑にお答えいたします。

選定方法に関しましては、4月以降、方法等を検討していきたいとは考えておりますが、他市町村の例も参考にしながら、業者のほう決めていきたいと考えております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第17号から議案第23号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、3番、西野峻也議員、7番、福岡進二議員、8番、杉本直哉議員、9番、大上正春議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、以上6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月13日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月13日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める  
意見書の提出について

○玉田議長 日程第23 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月5日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 三栖慎太郎 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 大上 正春 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 井神 慶久 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福岡 進二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 市來 利恵 |

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣  
本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

家族従業者の社会的地位向上及び人権の保障を目的として、所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月17日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月17日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時07分)